

令和3年度香川県海岸漂着ごみ組成調査業務仕様書

1 業務名

令和3年度香川県海岸漂着ごみ組成調査業務

2 業務の目的

効果的・効率的な海ごみ発生抑制を実施するために、香川県における海岸漂着物の組成や存在量等を調査する。

3 委託期間

契約日から令和4年3月25日まで

4 納入場所

香川県環境森林部環境管理課 里海グループ

5 委託業務の内容

(1) 調査地点の選定

観音寺市の箕浦漁港にある海岸（下図赤線部の範囲）から1箇所を選定すること。

ただし、環境省が作成した別添の「地方公共団体向け漂着ごみ組成調査ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づく事前検討を行い、箕浦漁港が調査地点として不相当と判断された場合は、委託者と協議のうえ別の海岸を調査地点とできる。

※調査地点選定時には、その座標値を記録すること。



「国土地理院撮影の空中写真（2015年撮影）」に対象範囲を追記

(2) 調査回数

委託期間内に1回行うこと。

(3) 調査方法

ガイドラインに基づき実施すること。なお、漂着ごみの分類範囲はガイドラインのp16～17に記載されているものではなく、令和3年10月に改訂された第3版のデータシートの必須項目とオプション項目とする。

(4) 結果解析

上記の調査結果を解析し、まとめること。

6 成果品

成果報告書は書面及び電子記録媒体（CD-R 又は DVD-R に限る）で各1部提出すること。

成果報告書に加えて、調査に伴って撮影した画像や作成した資料の一式及び漂着ごみのデータシート、言語表記等調査のデータシートを添付すること。

7 その他

- ・再委託は原則禁止とする。ただし、調査時期や調査場所等でやむをえない事情が発生した場合には委託者と協議すること。
- ・成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権は委託者に帰属する。
- ・本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度委託者と協議すること。
- ・本事業は国の地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）を活用して実施するものであるため、委託期間の内外を問わず、委託者が会計検査院の会計検査を受検する際、本業務に係る書類の提出等について協力すること。
- ・調査に伴って発生及び回収したごみについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、その他関係法令等を遵守し、適正に処分を行うこと。
- ・業務の実施前に、業務の実施計画等について委託者と協議すること。
- ・調査実施において関係機関への許可申請、届出等が必要な場合は、受託者が遅滞なく適切に行うこと。
- ・香川県個人情報保護条例を遵守し、委託業務の履行に際して知り得た個人情報、その他の事項を第三者に知らせ、又は不当な目的で利用してはならない。